

[定款附属書]

安曇川沿岸土地改良区役員選任規程

(役員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、理事の被選任権を有しない。

一 組合員でない者

二 法人

三 未成年者

四 破産者で復権のできないもの

五 禁錮以上の刑に処せされた者でその執行を終るまでのもの又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

2 組合員でない役員の選任については、前項の規定にかかわらず、前項第2号から第5号までに掲げる者は、役員の被選任権を有しない。

(役員の選任)

第2条 役員のうち組合員である役員は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。

2 役員のうち組合員でない理事、土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない役員の候補者のうちから、その他の役員と区分して、それぞれ選任する。

3 前2項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選任区	被選任区域	定数	
		理事（うち耕作者理事）	監事（うち耕作者監事）
第1被選任区	安曇川町下古賀・上古賀・長尾・中野・南古賀・田中・五番領・常磐木・中央一丁目・中央二丁目・中央三丁目・中央四丁目・西万木・三尾里・青柳・末広一丁目・末広二丁目・末広三丁目・末広四丁目・鴨	5人（5人）	-
第2被選任区	新旭町新庄・新庄一丁目・新庄二丁目・安井川・安井川一丁目・安井川二丁目・北畑・北畑一丁目・北畑二丁目・北畑三丁目・藁園・太田・熊野本・熊野本一丁目・熊野本二丁目・旭・旭一丁目・旭二丁目・饗庭・針江	4人（4人）	-
第3被選任区	安曇川沿岸土地改良区の区域全域	1人（0人）	2人（1人）

4 組合員である被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目

的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選任の時期）

**第3条** 役員の任期満了による選任は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選任にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選任の議決）

**第4条** 役員は、総代会の議決によって選任する。

（選任の議案）

**第5条** 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

2 理事長は、役員の選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき、議案を作成してしなければならない。

**第6条** 推荐会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならぬ。

（選任議決の投票）

**第7条** 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

**第8条** 議長は、投票が終ったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人2人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

（投票の無効）

**第9条** 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 賛否の確認し難いもの

（選任の確定及び役員の就任）

**第10条** 役員の選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、役員に就任するものとする。ただし、第12条若しくは第13条の選任又は法第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員の選任、法第134条第2項の改選若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了日の翌日に就任するものとする。

（再選任）

**第11条** 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は法第136条の規定による決議の取消しの結果被選任者がなくなり若しくは被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならない。

（補欠選任）

**第12条** 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。

ない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合及び員外監事の全員が欠けた場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和53年3月23日より施行する。

#### 附 則

- 1 この変更規程は、昭和57年3月22日より施行する。

#### 附 則

- 1 この変更規程は、昭和58年1月20日より施行する。

#### 附 則

- 1 この変更規程は、昭和58年4月1日より施行する。

#### 附 則

- 1 この変更規程は、滋賀県の定款変更の認可の日より施行する。

(平成7年1月30日認可)

- 2 役員の定数は、現任役員の任期満了による次期の役員選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この変更規程は、平成7年4月1日より施行する。

#### 附 則

- 1 この改正規程は、平成16年12月11日より施行する。

#### 附 則

- 1 この改正規程は、平成21年10月1日より施行する。

#### 附 則

- 1 この改正規程は、令和1年11月16日より施行する。

#### 附 則

- 1 この変更規程は、滋賀県の認可の日より施行する。(令和5年3月24日認可)

- 2 役員の定数は、現任役員の任期満了による次期の役員選任のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。